

審議会は、ロータリーの  
組織運営にクラブの声を  
反映させる機会です。

## 決議審議会 1

決議審議会は、毎年オンラインで開催され、決議案と緊急制定案への投票が行われます。決議案とは、組織規定文書に記載されている事柄の範囲外で、RI理事会またはロータリー財団管理委員会による決定を求めるものです。また、決議案は、地域的または運営的な事柄に関するものより、ロータリー世界に影響を与えるものが理想とされます。緊急制定案とは、RI理事会により提案され、組織規定文書に変更を加えることを目的としています。次回の規定審議会（3年に1度開催）まで待てないと理事会が判断した場合に提出されます。

## 決議審議会 2

決議審議会では、全ロータリー地区の代表議員が、クラブ、地区、RI理事会、RIBIの審議会または大会によって提案された案件に投票します。採択された決議案は、その後、RI理事会または管理委員会によって審議されます。採択された緊急制定案に基づき、組織規定文書が改正されます。この改正は、決議審議会の報告書が送付されてから1カ月後に有効となります。

## 規定審議会

3年に1度開催される規定審議会では、ロータリーの組織規定に変更を加える制定案と、RI理事会の見解を表明する見解表明案について審議と投票が行われます。

## 審議会代表議員

地区は、地区につき1名の代表議員を3年任期で選出します。選ばれた代表議員は、任期中に開催される3回の決議審議会と1回の規定審議会に、地区の代表として出席します。

2020年7月1日から2023年6月30日までの任期を務める審議会代表議員を地区ガバナーが国際ロータリーに報告する締切日は、2020年6月30日でした。代表議員は以下の会合に出席します。

# 制定案と決議案の提出

それぞれの審議会に制定案または決議案を提出できるのは、クラブ、地区、RI理事会、RIBI審議会または大会です。決議審議会への決議案を提出する期限は、毎年6月30日です。今後の決議審議会と規定審議会に関する提出締切日は次の通りです。

2021年決議審議会：2021年6月30日

2022年規定審議会：2020年12月31日